

令和2年度 伊賀市職員募集要項

【後期日程】
令和3年4月1日採用

募集職種

- ・事務職（初級・職務経験者対象・障がい者対象）
- ・技術職（土木初級・土木職務経験者対象）
- ・社会福祉士（上級・初級）
- ・主任介護支援専門員
- ・消防職（上級・初級）
- ・救急救命士

＜受験申込受付期間＞

令和2年7月20日（月）から8月21日（金）まで
※受験手続の詳細はP6を確認してください。

令和 2 年度 伊賀市職員募集要項【後期日程】

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種		受 験 資 格		採用予定 人数
		学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
事 務 職	初 級	① 学校教育法による高等学校を卒業した人または令和 3 年 3 月末までに卒業見込みの人 ② 伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等の資格があると認める人	平成 3 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名
	職 務 経 験 者 対 象	学校教育法による大学(4年制)を卒業した人または伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認めた人で、令和 3 年 3 月末時点で民間企業などにおける継続した実務経験の期間を同一企業で 5 年以上有する人	昭和 56 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名
	障 が い 者 対 象	次の(1)及び(2)を満たす人 (1)学校教育法による大学(4年制)または高等学校を卒業した人(同等の資格があると認められる人を含む) (2)次に掲げる手帳等の交付を受けている人 ※手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。 (ア) ①身体障害者手帳 ②身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障がいの種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障がいに関し該当する旨が記載された診断書・意見書 ③産業医による②に準じる診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。) (イ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳	昭和 56 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名

技術職 (土木)	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人(同等の資格があると認められる人を含む)で、土木技術に係る専門課程を履修した人または令和3年3月末までに履修見込みの人	平成3年4月2日以降に生まれた人	若干名
	職務経験者対象	次の(1)及び(2)を満たす人 (1)学校教育法による大学(4年制)を卒業した人(同等の資格があると認められる人を含む) (2)土木技術に係る専門課程を履修した人で、令和3年3月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人	昭和56年4月2日以降に生まれた人	若干名
社会福祉士	上級	学校教育法による大学(4年制)を卒業した人(同等の資格があると認められる人を含む)で、社会福祉士資格を有する人または令和3年3月末までに取得見込みの人	昭和55年4月2日以降に生まれた人	若干名
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人(同等の資格があると認められる人を含む)で、社会福祉士資格を有する人または令和3年3月末までに取得見込みの人		
主任介護支援 専門員		学校教育法による高等学校を卒業した人(同等の資格があると認められる人を含む)で、主任介護支援専門員研修修了者または令和3年3月末までに修了見込みの人	昭和45年4月2日以降に生まれた人	若干名
消防職	上級	学校教育法による大学(4年制)を卒業した人(同等の資格があると認められる人を含む)	平成3年4月2日以降に生まれた人	若干名
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人(同等の資格があると認められる人を含む)		
救急救命士		学校教育法による高等学校を卒業した人(同等の資格があると認められる人を含む)で、救急救命士免許を有する人又は令和3年3月末までに取得見込みの人	平成3年4月2日以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※実務経験とは、週29時間以上の勤務形態で勤務した経験を指します。なお、正規・非正規などの雇用形態は問いません。

※事務職、技術職(土木)の前期日程と後期日程の重複受験はできません。

※職務経験者対象は、就職氷河期世代支援の趣旨を踏まえた年齢要件としています。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人
- (2) 上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
- (3) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◆消防職および救急救命士については、それぞれ次の要件全てに該当する人に限ります。

- (1) 日本国籍を有すること。
- (2) 採用後は、伊賀市消防本部までの通勤に要する時間がおおむね1時間以内の地域に居住すること。
(受験時の居住地は問いません。)
- (3) 交代制勤務ができること。
- (4) 身体健全で、消防業務を遂行するに当たって支障がないこと。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【試験日時、会場】

◆第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
事務職 (初級・職務経験者対象)	基礎能力検査・事務能力検査	9月20日(日) 受付:10時00分～ 基礎:10時30分～ 作文:10時30分～ 適性:11時30分～ 事務:13時00分～ 専門:13時00分～ 体力:13時30分～	伊賀市役所 他※
技術職(土木) (初級・職務経験者対象)	基礎能力検査・専門試験		
社会福祉士 (上級・初級)			
消防職	基礎能力検査・体力測定		基礎能力検査: 消防本部 体力測定: 伊賀市民体育館
救急救命士			
事務職 (障がい者対象)	作文試験・適性検査		伊賀市役所 他※
主任介護支援専門員			

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会 場	内容	試 験 日	会 場
事務職 (初級・職務経験者対象)	個別面接 適性検査	10月31日(土) または 11月1日(日)	伊賀市役所	個別面接	11月28日(土) または 11月29日(日)	伊賀市役所
技術職(土木) (初級・職務経験者対象)						
社会福祉士 (上級・初級)						
消防職						
救急救命士						
事務職 (障がい者対象)	個別面接	11月28日(土) または 11月29日(日)				
主任介護支援専門員						

◆会場所在地

伊賀市役所 伊賀市四十九町3184番地
 消防本部・伊賀市民体育館 伊賀市緑ヶ丘東町920番地
 (※会場は、変更する場合がありますので、受験票でご確認ください。)

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみ通知します。(合否の結果は、受験者全員に通知します。)

【第1次試験の内容】

試験科目	内 容	所要時間
基礎能力検査	文章読解能力、数的能力、推理判断能力、人文・社会、自然に関する一般知識及び基礎英語に関する知的能力及びその応用力、学力についての択一式による筆記試験を行います。	約1時間
事務能力試験	事務職に求められる能力について、総合的なレベルや全体的なバランス、事務作業の確実性等についての択一式による筆記試験を行います。	約50分
専門試験	受験職種にかかる専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	約1時間30分
体力測定	立ち幅跳び、上体起し、腕立伏臥腕屈伸、反復横とび、5分間走及び握力測定を行います。	約3時間 受験者数により変動します。
作文試験	指定した課題(テーマ)において、論理力や表現力、全体印象等について、800字の作文試験を行います。	約1時間
適性検査	市職員として必要な素質及び適性をみるための検査を行います。	約10分

【受験手続】

◆提出書類

①	令和2年度伊賀市職員採用試験申込書 ◎高校生は、高等学校統一様式でも申込みできますが、必ず希望職種を明記してください。	1通
②	<事務職（障がい者）のみ> 令和2年度伊賀市職員採用試験配慮事項申出書	1通
③	返信用封筒（受験票送付用、第1次試験結果送付用） ◎長型3号封筒に受験票・第1次試験結果の送付を希望する住所、受験者の氏名を明記（氏名の後には「様」を記入、送付先が異なる場合は「受験票送付用」か「第1次試験結果送付用」かが分かるように）し、84円切手を貼付のこと。	2通

◆募集要項及び申込書

募集要項及び申込書は、伊賀市ホームページ(<http://www.city.iga.lg.jp/>) からダウンロードできます。

また、人事課、各支所振興課、消防総務課にも備え付けています。

◆受付期間

7月20日（月）から8月21日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日、祝日を除く。）

郵送による申込みは、必ず簡易書留とし、8月21日（金）午後5時15分までの必着とします。

◆申込先（問い合わせ先）

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市総務部人事課（Tel:0595-22-9605）

◆注意事項

- ・ 申込みは原則郵便とし、必ず「簡易書留」としてください。
- ・ 郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・ 受験票は郵送でお届けします。8月31日（月）までに受験票が到着しないときは前頁の申込先までご連絡ください。
- ・ 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【採用予定日】

令和3年4月1日

【勤務条件（令和2年4月1日現在）】

◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 187,666 円以上、高校卒 155,118 円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間

《事務職の一般的な例》

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

《消防職・救急救命士》

日勤者：午前8時30分から午後5時15分

交代制勤務者：午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

（4週間を平均して1週間あたり38時間45分以内）

◇休 日

《事務職の一般的な例》

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

《消防職・救急救命士》

日勤者：日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

交代制勤務者：勤務体制により異なる場合があります。

◇休 暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 体力測定では、消防職員として業務遂行に必要な体力を測定します。体力測定に伴う怪我、事故等については、受験者本人の責任において対応してください。
- 2 救急救命士については、救急業務以外に消防職員として通常の消防業務にも従事していただきます。
- 3 第3次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 5 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/>）に掲載します。
なお、受験者への個別の連絡は行いません。
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験会場の変更、試験日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記5と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。